

議案第 5 号

君津市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 7 1 号）による宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 1 2 年君津市条例第 4 0 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

君津市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年君津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「同法第5条第1項の」及び「同法第59条第1項の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(許可の基準等)</p> <p>第6条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請により墓地となる区域の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該区域が次条及び第8条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の規定により設立された宗教法人（以下「宗教法人」という。）であつて、_____主たる事務所又は_____従たる事務所を本市（墓地となる区域が本市と本市に隣接する他の市又は町との双方の区域にわたって設定されているときは、本市又は当該他の市若しくは町）に有するものが永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p>2～6 省略</p>	<p>(許可の基準等)</p> <p>第6条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請により墓地となる区域の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該区域が次条及び第8条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の規定により設立された宗教法人（以下「宗教法人」という。）であつて、<u>同法第5条第1項の主たる事務所又は同法第59条第1項の</u>従たる事務所を本市（墓地となる区域が本市と本市に隣接する他の市又は町との双方の区域にわたって設定されているときは、本市又は当該他の市若しくは町）に有するものが永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。</p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p>2～6 省略</p>